

2011年8月

受益者の皆様へ

アライアンス・バーンスタイン株式会社

「アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド
(愛称:ザ・プロフェッショナル)」の信託の終了(予定)のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社の追加型証券投資信託「アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド(愛称:ザ・プロフェッショナル)」につきまして、下記のとおり、2011年11月4日(金)をもって信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)することを発議いたしたく、ご案内申し上げます。
謹白

記

1. 信託終了の対象ファンドと理由

(1) 信託終了の対象ファンド

アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド (愛称:ザ・プロフェッショナル)
(以下、「当ファンド」といいます。)

(2) 信託終了の理由

当ファンドの信託元本が信託約款において信託契約の解約が可能とされる信託元本 30 億円を下回る状態が継続しており、今後も更なる資金流出が続いた場合、基本方針に沿った運用を行えなくなる可能性が高まっている状況等を慎重に検討した結果、運用を継続するよりも、信託を終了(繰上償還)することが受益者の皆様にとって有利であると判断致しました。

2. 信託終了の日程(予定)と手続き

(1) 信託終了の日程(予定)

①受益者の異議申立期間	2011年8月30日(火)から2011年9月30日(金)まで
②投資信託契約解約届出書提出日	2011年10月6日(木)
③異議申立受益者の買取請求期間	2011年10月7日(金)から2011年10月26日(水)まで
④信託終了日	2011年11月4日(金)

(2) 異議申立の手続き

2011年8月30日現在の受益者の方は、(1)①の異議申立ての期間中に、弊社「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に対し3. 異議申立ての方法に記載の手続きにより、この信託の終了に対する異議を申し立てることができます。

- ・ 信託の終了に対して異議のない受益者の方は、お手続きの必要はございません。
- ・ 信託の終了に対して異議のある受益者の方は、後記「3. 異議申立ての方法」をご覧ください。
て、異議申立てのお手続きをお取りください。

(3) 信託の終了

当ファンドについて、(1) ①の異議申立ての期間中に異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、2011年8月30日現在の受益権総口数の2分の1を超えないときには、2011年11月4日をもって信託を終了します。なお、2011年10月6日付で金融庁に投資信託契約解約届出書を提出します。

異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、2011年8月30日現在の受益権総口数の2分の1を超えたときには、当ファンドの信託の終了（繰上償還）は行いません（この場合、信託の終了を行わない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告するとともに、受益者の方へ書面にてご報告いたします）。

3. 異議申立ての方法

信託の終了に対して異議のある受益者の方は、異議申立てを行うことができます。なお、信託の終了にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

異議を申し立てられる受益者の方は、大変ご面倒をおかけいたしますが、はがき・封書等の書面に(2)の内容をご記入の上、2011年9月30日必着で、(1)の宛先までご送付ください。

(1) 宛先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目8番3号 丸の内トラストタワー 本館17階
アライアンス・バーンスタイン株式会社
クライアント本部 投資信託部 異議申立受付係行

(2) ご記入いただく内容

- | |
|------------------------------------|
| ① 住所 |
| ② 氏名（署名、販売会社へのお届け印捺印） |
| ③ 電話番号（日中連絡先） |
| ④ ファンド名 アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド |
| ⑤ 保有口数 ○○○口 |
| ⑥ 購入した取扱販売会社名、取引店名、口座番号 |
| ⑦ 信託の終了に対して異議を申し立てる旨 |

※ 異議を申し立てられた受益者の受益権口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。

※ ⑤保有口数には、2011年8月30日現在の保有口数を記載してください。

※ ④から⑥については、複数の取扱販売会社に口座をお持ちの方、同一取扱販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

※ 取扱販売会社名や取引店名、口座番号が欠落している場合、お名前やご住所が取扱販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の申し立てを受け付けできなくなる場合がありますのでご注意ください。口座番号等がご不明の場合は、取扱販売会社までお問い合わせください。

※ 必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

※ 異議申立ての情報につきましては、取扱販売会社、受託会社および弊社で共有させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

《個人情報の取り扱いに関して》

異議申立てに際して取扱販売会社、受託会社および弊社が取得した個人情報は、この信託契約の解約に関して、旧「投資信託及び投資法人に関する法律」第32条で準用する同法第30条の異議申立ての受益権口数の管理および同法第30条の2にかかる買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。なお、当該個人情報は、弊社の個人情報の保護に関する基本方針に則ってお取り扱いいたします。当該方針につきましては、弊社ホームページ[<http://www.alliancebernstein.co.jp>]をご参照下さい。

4. 異議を申し立てられた受益者の買取請求手続き

信託の終了が行われることとなった場合、異議を申し立てられた受益者の方は以下の手続きにより、保有する受益権について、取扱販売会社を通じて受託会社に対し、当ファンドの信託財産による買取りを請求することができます（買取請求手続きについては、異議を申し立てられた受益者の方に対して、あらためてご案内申し上げます）。

(1) 買取請求の受付期間

2011年10月7日(金)から2011年10月26日(水)まで

(2) 買取請求の手順

- ① 弊社より異議を申し立てられた受益者の方への買取請求手続きのご案内の送付
- ② 買取請求必要書類のご記入
- ③ 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類のご提出
- ④ 取扱販売会社から弊社を経由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑤ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金の振込み

(3) 買取請求の相手方

この買取請求は、異議を申し立てられた受益者の方が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求ではありません。

(4) 買取価額

買取価額は、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が、当該買取請求必要書類を受け付けた日の基準価額とさせていただきます。

なお、受託会社より買取代金をお振込みする際に、買取代金から振込手数料および計算書送付費用等の費用が差引かれます。

(5) ご留意点

- ① (2)に記載の諸手続きが必要となるため、買取請求から買取代金のお支払いまでに通常の解約請求の場合よりも日数を要することがあります。
- ② 異議を申し立てられた受益者の方が必ず買取請求をしなければならない訳ではありません。異議申立期間中、買取請求期間中ともに、通常どおり、解約の申込受付をいたします。ただし、買取請求を行った受益権については、以後通常の解約請求による換金はできなくなりますのでご注意ください。
- ③ 当ファンドを含む公募株式投資信託の買取りは、その換金代金の全額が株式等の譲渡所得等の収入金額としてみなされるため、原則受益者ご自身で確定申告を行っていただくこととなります。詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。

以上

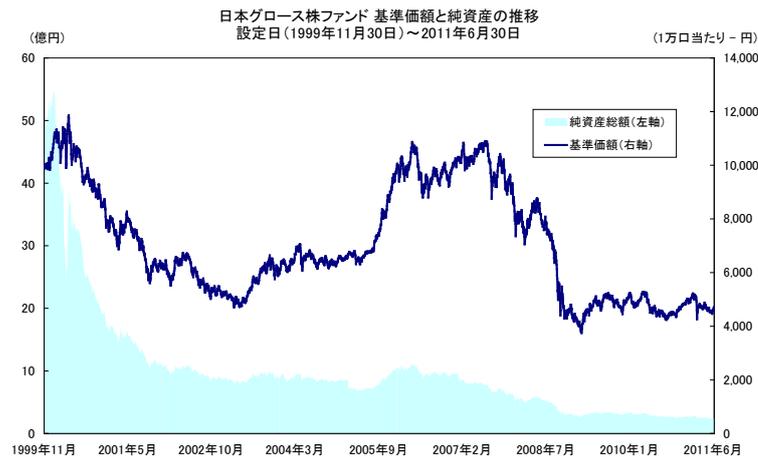
【このお知らせに関するお問い合わせ先】
アライアンス・バーンスタイン株式会社
ご照会ダイヤル 03-3240-8660（営業日の9:00~17:00）

「アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド
(愛称:ザ・プロフェッショナル)」の信託の終了(予定)のお知らせ

Q&A

Q どのようなファンドですか？また、過去の運用状況はどのようなものだったのですか？

A アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド（愛称：ザ・プロフェッショナル）（以下、「当ファンド」といいます。）は、アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）受益証券への投資を通じて主として高い成長が期待できるわが国の大型優良株を中心に投資することにより、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行ってまいりました。



当ファンドは、1999年11月30日に当初設定いたしました。2000年にITバブルが崩壊した後、日米の景況感が悪化したことなどから日本株式市場の低迷が続いたことにより、基準価額は軟調に推移しました。2003年に株価は底を打ち、日米の経済指標の改善や円安の進行、規制改革への機運が高まったことなどから2007年まで上昇し、基準価額も一時10,000円を超える水準まで回復しました。その後、2007年のサブプライム住宅ローン（信用度の低い借り手への住宅融資）問題、2008年のリーマン・ブラザーズの経営破綻を受けて金融危機の深刻化が懸念されたことなどをを受けて、再度、株価、基準価額ともに大幅に下落しました。その後も世界経済に対する不透明感が高まる中、主要通貨に対して円高が加速し、企業の業績悪化懸念が強まったことなどから株価の上値の重い展開が続き、当ファンドの基準価額も一時4,000円を下回る水準まで下落しました。2011年6月30日時点の当ファンドの基準価額は4,719円と、当初設定時の基準価額を大きく下回っています。

Q なぜ繰上償還するのですか？

A 当ファンドは1999年11月30日の当初設定以来、アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にわが国の大型優良成長株へ投資することにより、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行ってまいりました。しかしながら、純資産総額は、2000年1月29日の約54.8億円をピークとして減少を続け、2011年6月30日には243百万円（信託元本ベースでは、516百万円）にまで減少しました。

当ファンドの信託約款では、「委託者は、平成14年12月1日以降において信託元本の額が30億円を下回ったとき、または、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、若しくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。」と規定しております。今後も更なる資金流出が続いた場合、運用の基本方針に沿った運用を行えなくなる可能性が高まっている状況等を慎重に検討した結果、運用を継続するよりも、信託の終了（繰上償還）を行うことが受益者の皆様にとって有利であると判断致しました。

Q なぜこの手紙が送られてきたのですか？ また、なぜこのような手続きが必要なのですか？

A 信託契約を解約して信託を終了（償還）しようとする場合、受益者の皆様にその内容をお知らせし、信託の終了に異議のある受益者の方は異議を申し立てることができる旨、旧「投資信託及び投資法人に関する法律」で定められています。弊社では、同法に基づいてこのお知らせを2011年8月30日における受益者の皆様にお送りしています。

（当ファンドの信託約款は、旧「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいているため、信託契約の解約については、同法の定めにしたがった手続きが必要となります。）

Q 何か手続きを行う必要がありますか？

A このお知らせは、信託契約を解約して信託を終了（償還）すること、および信託の終了に異議のある受益者の方が異議を申し立てる方法について、受益者の皆様にお知らせするものです。このため、今後の手続きについては、次の二通りに分かれます。

- 信託を終了（償還）することに対して異議のない受益者の方
お手続きは一切必要ありません。
- 信託を終了（償還）することに対して異議のある受益者の方
お手数をおかけいたしますが、「アライアンス・バーンスタイン・日本グロース株ファンド（愛称：ザ・プロフェッショナル）」の信託の終了（予定）のお知らせをよくお読みいただき、異議申立ての手続きをお取りください。

Q 異議申立とはどのようなことですか？ また、異議申立を行うとどうなるのですか？

A 異議申立とは、信託の終了に対して異議を申し立てることです。異議を申し立てられた受益者の方の受益権の合計口数が、2011年8月30日における受益権総口数の2分の1を超えなければ、信託の終了（償還）が行われます。この場合、異議を申し立てられた受益者の方は、保有する受益権について、取扱販売会社を通じて受託会社に対し、ファンドの信託財産による買取りを請求することができます。なお、買取請求手続きの詳細については、異議を申し立てられた受益者の方に対して、あらためてご案内させていただきます。

Q いつ現在の受益者に異議申立の権利があるのですか？

A 2011年8月30日現在の当ファンドの受益者の皆様は、本件について異議を申し立てる権利を有しています。

Q 償還の手続き中に換金したい場合はどうすればよいのですか？ 償還の手続き中は異議申立をしないと換金できないのですか？

A 異議を申し立てられた受益者の方が必ず買取請求をしなければならない訳ではありません。異議申立期間中、買取請求期間中ともに、通常どおり、お取り扱いの販売会社にて解約の申込受付をいたします。ただし、買取請求を行った受益権については、以後通常の解約請求による換金はできなくなりますのでご注意ください。

Q 換金に際し、「異議申立による買取請求」と「通常の換金」にどのような違いがあるのですか？

A 買取請求の場合の買取価額は、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が買取請求に必要な書類を受付けた日の基準価額となります。なお、受託会社より買取代金をお振込みする際に、振込手数料および計算書送付費用等の費用が差引かれます（通常の換金（解約）の場合は、取扱販売会社の口座への入金については、振込手数料等の費用はかかりません。）。

また、買取請求に関する諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いについては、通常の解約請求の場合よりも日数を要する場合があります。

なお、異議申立をされた受益者の方でも、買取請求を行わず、通常の換金（解約）手続きにより、当ファンドの解約を行うことができます。

Q 買取請求／解約のいずれの手続きも行わない場合どうなるのですか？

A 異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が2011年8月30日における受益権総口数の2分の1を超えなかった場合には、当ファンドは2011年11月4日をもって償還します。償還日までに買取請求／解約のいずれのお手続きもされていない受益者の方については償還金が支払われることとなります。

Q 償還が決定したかは、どうすれば知ることができますか？

A 信託の終了（繰上償還）が決定したかどうかについては、異議申立期間の終了後速やかに、弊社ホームページ [<http://www.alliancebernstein.co.jp>]にてご連絡する予定です。

また、信託の終了（繰上償還）を行わない場合、信託の終了（繰上償還）を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに公告の上、書面にて当ファンドの受益者の皆様にご連絡いたします。

Q 換金（解約）申込の最終日はいつになりますか？

A 販売会社により異なります。詳しくは、お取り扱いの販売会社にお問い合わせください。

Q 信託終了日まで保有した場合どうなるのですか？ 償還金はいつ支払われますか？

A 信託終了日まで保有された場合には当ファンドは償還となり、受益者の皆様には、原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日に償還金が支払われることとなります。詳しくはお取り扱いの販売会社にお問い合わせください。